

清流

平成24年8月1日発行

発行所



みどり
水里ネット
安曇川沿岸
(安曇川沿岸土地改良区)

平成

24

年度

第24号



円形分水施設見学 ～安曇川町南古賀地先～

目次

◇理事長挨拶、総代会

平成24年度連絡調整員の紹介について 2

◇平成22年度決算、平成24年度予算

農業用水水源地域保全対策事業について 3

◇平成23・24年度事業について

..... 4

県営かんがい排水事業等について 5

お知らせ・その他 6

ごあいさつ

理事長 川島 平

組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より当土地改良区の業務運営、並びに事業の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて昨年は、全国的にも東日本大震災や原子力発電所の事故、また度重なる大型台風被害など、災害の多い年でありましたが、被災地の一日も早い復旧・復興を願うばかりであります。

当区の管内でも、台風による大雨のため、幹線用水路に土砂が流入したり、朽木荒川地先における山の崩壊により合同井堰に大量の流木が堆積するなどの被害を受けましたが、県や市のご支援を得て対応をして参りました。

また、老朽化した用水路では、常磐木と田中地先で側壁の崩壊がありましたが、国や市の補助を受け復旧工事を行ったところでございます。

かんがい用水の供給については、8月の猛暑・渇水により安曇川左岸揚水ポンプを16日間稼働すると共に、

組合員の皆様のご協力を得て交互送水を実施し用水の供給につとめさせていただきました。

さて、農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化、世界的規模での気象変動、TPP 参加協議への表明等、多くの課題を抱え農業の先行きが大変危惧されます。

このような状況を考えたとき、我が国の農業は、今こそ持続可能な力強い農業への体質強化を目指すときにあり、担い手の確保、農地や水利施設等の生産基盤の保全整備を確実かつ継続的に進めていく必要があります。

とりわけ、安心・安全な食糧の供給、食糧自給率の向上を支える農業農村を維持するための農業用水の確保は農業の根幹をなすものです。

当土地改良区と致しましても、老朽化した施設の整備を計画的に図っていくことが大切です。

その対策として国や県で取り込まれるアセットマネジメント事業により、施設の長寿命化を実現していく取り組みを進めて参ります。

今後とも、農業用水を中心に環境保全・防災等多面的な機能を併せ持つ水管理を、適正かつ効果的に維持管理して参りますので、組合員各位の一層のご支援、ご指導をお願い致します。

第62回 通常総代会を開催

平成 24 年 3 月 10 日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の 12 議案が全て原案どおり可決決定致しました。

【総代会提出議案】

- 第 1 号議案 専決処分につき承認を求めることについて
平成 23 年度一般会計収支補正予算 (第 3 号)
- 第 2 号議案 平成 23 年度地区除外決済金特別会計収支補正予算 (第 1 号) について
- 第 3 号議案 平成 23 年度退職給与積立金特別会計収支補正予算 (第 1 号) について
- 第 4 号議案 地区除外決済金算定基準の変更について
- 第 5 号議案 平成 24 年度役員報酬について
- 第 6 号議案 平成 24 年度組合費の賦課徴収方法について
- 第 7 号議案 歳計現金の預入先について
- 第 8 号議案 一時借入金について
- 第 9 号議案 長期借入金について
- 第 10 号議案 平成 24 年度一般会計収支予算について
- 第 11 号議案 平成 24 年度地区除外決済金特別会計収支予算について
- 第 12 号議案 平成 24 年度退職給与積立金特別会計収支予算について



新旭町

霜山堀 田平今辻五針深太藁北安井川新
森 十 義ノ原
降形川 井井市沢川江溝田園畑寺口市庄
区区区区区区区区区区区区区区区区

吉八遠入川高上足服上桑本中山佐岡井
野田藤重保良正 哲一直紀治善正幸孝勝
一之樹一彦一芳 夫成治夫彦幸則行志

安曇川町

青十上庄三馬五西三北沖佐三仁下南南中長上
八 重 番万尾 和ノ古 古 古 古
柳川寺塚生場領木里出田賀田寺城市賀野尾賀
区区区区区区区区区区区区区区区区

柴八小三齊中藤日石早高吉村志福北清山入
田木川谷生藤村田置島藤木岡山村井村水本江原
敬正義 一隆星 雅一克文 雅里正五秀 輝長
猛 昭 徹 左 満
三治明 郎史明 行明己雄 和士一雄雅 美市

組合員の皆様には、連絡調整員様のお世話により、配布物の送付や、ご連絡をさせていただきます。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。

平成 24 年度 連絡調整員の紹介 (敬称略)

平成 22 年度 一般会計収支決算の報告をいたします
(平成 23 年 12 月 10 日 (土) 第 79 回臨時総代会が開催され、可決されました)

収 入 82,372,312 円 **支 出** 78,940,845 円

差引額 3,431,467 円を平成 23 年度へ繰越いたしました

◆収入 82,372,312 円

	決 算 額	予 算 額	増 △減
1. 組合費	50,689,100 円	50,252,000 円	437,100 円
2. 借入金	0 円	0 円	0 円
3. 補助金	15,105,995 円	15,105,000 円	995 円
4. 交付金	4,500,000 円	4,500,000 円	0 円
5. 雑収入	853,408 円	998,000 円	△144,592 円
6. 財産収入	0 円	1,000 円	△1,000 円
7. 繰入金	3,749,985 円	3,746,000 円	3,985 円
8. 繰越金	7,473,824 円	6,518,000 円	955,824 円

◆支出 78,940,845 円

	決 算 額	予 算 額	増 △減
1. 事務所費	24,370,147 円	24,557,000 円	△ 186,853 円
2. 維持管理事業費	29,001,357 円	29,483,000 円	△ 481,643 円
3. 償還金	4,428,086 円	4,528,000 円	△ 99,914 円
4. 負担金	4,187,595 円	4,237,000 円	△ 49,405 円
5. 財産費	12,277,346 円	12,564,000 円	△ 286,654 円
6. 諸 費	4,676,314 円	4,751,000 円	△ 74,686 円
7. 予備費	0 円	1,000,000 円	△1,000,000 円

平成 24 年度 一般会計収支予算の報告をいたします
(平成 24 年 3 月 10 日 (土) 第 62 回通常総代会が開催され、可決されました)

収 入 105,820,000 円 **支 出** 105,820,000 円

◆収入 105,820,000 円

	本年度予算額	前年度予算額	増 △減
1. 組合費	50,089,000 円	50,212,000 円	△123,000 円
2. 借入金	10,800,000 円	0 円	10,800,000 円
3. 補助金	33,636,000 円	17,664,000 円	15,972,000 円
4. 交付金	4,500,000 円	0 円	4,500,000 円
5. 雑収入	971,000 円	1,509,000 円	△538,000 円
6. 財産収入	1,000 円	1,000 円	0 円
7. 繰入金	5,132,000 円	5,293,000 円	△161,000 円
8. 繰越金	691,000 円	421,000 円	270,000 円

◆支出 105,820,000 円

	本年度予算額	前年度予算額	増 △減
1. 事務所費	24,773,000 円	20,664,000 円	4,109,000 円
2. 維持管理事業費	55,817,000 円	31,911,000 円	23,906,000 円
3. 償還金	3,342,000 円	5,143,000 円	△1,801,000 円
4. 負担金	10,629,000 円	4,831,000 円	5,798,000 円
5. 財産費	5,413,000 円	5,413,000 円	0 円
6. 諸 費	4,845,000 円	6,138,000 円	△1,293,000 円
7. 予備費	1,000,000 円	1,000,000 円	0 円
8. 繰越金	1,000 円	0 円	1,000 円



農業用水水源地域保全対策事業

農業用水水源地域保全対策事業は、安曇川上流部の森林が持つ地下水涵養等の多面的機能が地域農業にもたらす恩恵などを、環境保全活動・体験学習会を通して、啓発を行っております。

昨年度は、安曇川町南古賀の梅の子運動公園内において学習会を開催し、多数の方のご参加をいただきました。

本年度は 11 月 18 日 (日) に高島市朽木の山林において植樹 (コナラ・タムシバ・クリ) を行う予定です。

詳しくは当土地改良区までお問い合わせ下さい。



体験学習会

平成23年度事業完了地区

◎戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業

①右岸幹線用水路（サイフォン工）

安曇川町田中地先

工事概要：ヒューム管径 700mm
延長 115.0 m に改修



右岸幹線用水路
安曇川町田中地先
(田中神社前)

②三重生井幹線用水路

安曇川町常磐木地先

工事概要：鉄筋コンクリート三面張水路に改修
(幅) 1,100mm×(高) 470mm 延長 121 m



三重生井幹線用水路
安曇川町常磐木地先

③田中井幹線用水路

安曇川町田中地先

工事概要：鉄筋コンクリート三面張水路に改修
(幅) 1,350mm×(高) 500mm 延長 100 m
(高) 620mm



田中井幹線用水路
安曇川町田中地先

平成24年度実施事業（予定）

◎農業体質強化基盤整備促進事業

①右岸幹線用水路（暗渠工）

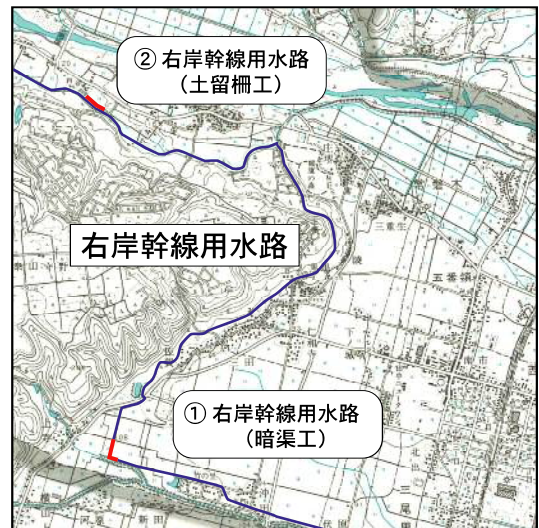
安曇川町田中地先

工事概要：ヒューム管径 800mm
延長 158m に改修

②右岸幹線用水路（土留柵工）

安曇川町南古賀地先

工事概要：コンクリート柵板に改修
延長 106m



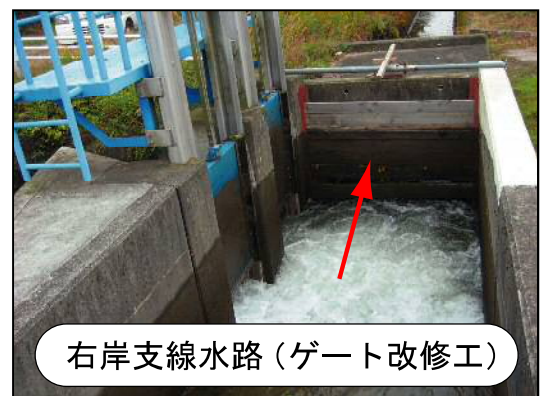
◎土地改良施設維持管理適正化事業

右岸支線水路（ゲート改修工）

安曇川町南古賀地先

工事概要：ステンレス鋼製スライドゲート
(幅) 1,850mm×(高) 1,180mm

両事業共に、工事の際には断水となります。
下流集落の方々には大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご協力をよろしくお願い致します。



右岸支線水路（ゲート改修工）

県営かんがい排水事業（基幹水利施設整備型） ～安曇川左岸地区について～

県営かんがい排水事業安曇川左岸地区（上古賀）につきましては、一昨年「清流22号」で概要をお知らせ致しましたが、計画ルートの際接地に高島市の水道水源施設が存在し、その対策に多大な経費がかかることにより、当初計画の変更を余儀なくされることになりました。

このことにより、既設用水管の中に新たな管を挿入する工法を採用致します。この計画変更のため管路付近を測量し実施設計を行い、区分地上権の設定を本年度実施する予定です。

この計画変更のため、再度組合員様にご同意を頂くことになります。ご同意を頂く時期と致しましては、平成25年2月頃を予定しております。

組合員の皆様におかれましては、事業趣旨をご理解いただきまして、ご協力の程よろしくお願い致します。

地元上古賀区の皆様には、種々ご迷惑、ご不便をお掛けすることになりますが、何卒ご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

県営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型） ～安曇川合同井堰について～

県営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）につきましては、安曇川合同井堰の取入水門（3門）の改修を実施します。取入水門は、施工後50余年が経過しており、完全止水が出来ないため更新整備を行います。

事業年度は平成24年度から平成26年度までの3ヶ年です。

本年度の事業内容としましては、工事の実施に向けた測量調査作業を実施する予定です。

組合員の皆様におかれましては、事業趣旨をご理解いただきまして、ご協力の程よろしくお願い致します。

大規模土地改良事業計画調査 ～安曇川左岸地区～

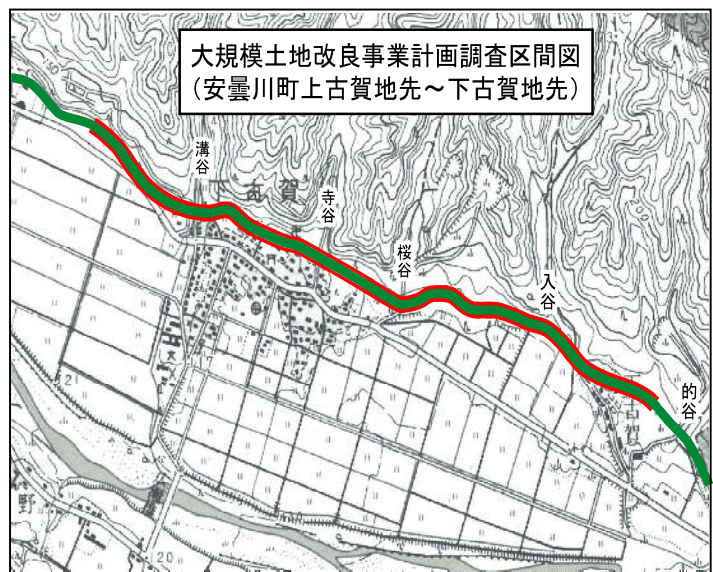
今年度より、安曇川左岸地区の大規模土地改良事業計画調査を実施致します。

調査の目的は、今後土地改良施設の改修を事業化するにあたり、現在未整備水路区間（安曇川町上古賀～下古賀地先）の詳細な調査を行うものです。

平成24・25年度で調査を実施し、早急に事業採択されるよう、県・市の協力を得ながら、土地改良施設の適切な更新整備を進めていきたいと思っております。



安曇川合同井堰取入ゲート



大規模土地改良事業計画調査区間図
(安曇川町上古賀地先～下古賀地先)



こんなときは、届出が必要です。

- ◎農地の 売買・贈与・賃借・交換 などをしたとき
- ◎農業者年金受給のため 経営移譲 したとき
- ◎生前贈与または、組合員死亡により 名義変更 したとき
- ◎組合員の 住所を変更 したとき



このように組合員様の変更があるときは
『組合員資格得喪通知書』（耕作権移転届）
を提出して下さい

- ◎田を 宅地等に転用 したとき
- ◎田を 公共事業用地として転用 したとき
(道路・公園・河川等)
- ◎田を 畑に転用 したとき (地区除外申請)



このように田がなくなるときは
『農地転用等の通知および意見書交付願
・地区除外申請書』
を提出して下さい

- ※ 各種届出用紙が必要な場合やご不明な点がある方は、土地改良区までお気軽にお電話下さい。(電話 0740-33-0009)
- ※ 農地転用等の通知および意見書交付願は、高島市農業委員会にてお受け取り下さい。

※資格の異動(名義変更)や農地転用(地区除外)の届出は、土地改良法第43条の規定により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

届出のない場合は、売買・賃貸・転用などがあっても台帳の変更はされません。
賦課金は、そのまま賦課されますので、ご注意下さい。



平成24年度決済金について

農地転用(地区除外)した面積に応じ、決済金がかかります。

土地改良区受益地内の土地を除外(資格の喪失)する場合は、土地改良法第42条の規定により、「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」とされています。

決済金とは・・・

土地改良区施設の維持管理費は組合員の皆様からいただいている賦課金(組合費)でまかなっているため、転用等により面積が減ると、残った農地(組合員)がその負担を負うこととなります。維持管理費の増大と面積の減少により残った農地への負担が過重にならないよう、負担の公平を図るため農地転用等により土地改良区から除外する際には決済金を納めていただいております。

平成24年度の決済金

1㎡当たり 141円

個人情報保護について

(安曇川沿岸土地改良区 個人情報保護に関する規程)

組合員様の個人情報(「組合員資格得喪通知書」または「農地転用等の通知および意見書交付願・地区除外申請書」または転作調査の為、高島市農業共済組合・高島市農業再生協議会から取得した個人情報)は、当土地改良区の事業運営に関する利用目的の範囲内で利用させていただくものであり、組合員様のご承諾なく第三者に提供することはありません。

職員人事

新事務局長 松井久之(平成24年7月1日付就任)

前事務局長 日爪佐久雄は、平成24年6月30日をもって退職致しました。

お願い

- 公平な配水を実施するため、

用水のかけ流しは、おやめください。

- かけ流しは、用水不足をまねく原因となりますので、水門、田んぼ水口の適切な管理をお願いいたします。
- 刈った草やゴミなどを水路に落とさないで下さい。水路が詰まる原因となります。

